

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 6 日から 41 年 8 月 6 日まで
② 昭和 43 年 8 月 1 日から 45 年 2 月 1 日まで

年金記録を社会保険事務所で確認したところ、脱退手当金を受給したことになっていた。脱退手当金を受給したとされる時期は、既に結婚しており、7か月の乳児をかかえていた時期でもあり、役所に行った記憶も無い。脱退手当金の制度も知らなかったので、脱退手当金を受給したとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2年3か月後の昭和 47 年 5 月 18 日に支給決定されたことになっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、厚生年金保険被保険者名簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままである上、オンライン記録も平成 20 年 9 月 8 日まで氏名変更処理がなされていないことから、申立期間の脱退手当金は、旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 45 年 12 月 22 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、本件については、脱退手当金の支給日直前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が3回の被保険者期間のうち、支給日直前の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から44年12月まで

昭和41年か42年ごろ、友人に「年金はいいものだから入った方がいい」と勧められて役場で申し込みをした。月額400円の保険料を毎月集金人の男性に支払っており、集金人は帳面のようなものに印を押していたように思う。手元に何も残っていないが、支払ってきたことは確かなので未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間に国民年金手帳を交付された記憶は無く、毎月自宅に来る集金人に国民年金保険料を納付し、その際に集金人は持参した帳面に印を押して帰っていたと主張しているが、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は国民年金手帳による印紙検認方式であり、申立人の主張する国民年金保険料の納付方法とは相違している。

また、申立期間は資格取得前の未加入期間であることから、国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人が納付したとする申立期間に係る国民年金保険料額は、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額とかい離している。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から同年9月までの期間及び44年4月から50年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年8月から同年9月まで
② 昭和44年4月から50年1月まで

私は、A市B町に居住していた申立期間①及び②のうち昭和46年4月までの期間については市役所の窓口で国民年金保険料を納付し、C市に引っ越した申立期間②のうち46年5月以降の期間については郵便局を含む金融機関で保険料を納付したが、当該期間が未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も認められない。

また、申立期間①については、当時は3か月納付が一般的であり、申立期間の2か月間のみが納付されていないことは不自然であるが、社会保険事務所が保管する特殊台帳の昭和43年度の納付状況欄に、「10」及び「未納（8～9）」と記載があり、昭和43年4月及び同年7月の欄に保険料納付を示す「納」の印の横へ社会保険事務所の収納事務を担当する者の個人印が押されている。これについて社会保険事務所は、43年4月から同年7月までの4か月分の保険料の納付があったとの市からの情報が通常納付（3か月納付）の形態とは異なるものであったため、通常納付でないことを明確にするため、担当者が個人印を押したものとしている。

さらに、申立人は、申立期間①及び②のうち昭和46年4月までの期間は、A市（B町）に居住していた期間で、当該期間は、市役所の窓口で保険料を納付したとしており、申立期間①と②に挟まれる期間（昭和43年10月から

44年3月までの6か月間)は、保険料納付の記録があり、同一の国民年金手帳記号番号で納付していたことが確認できるが、当該番号の変更が無いにもかかわらず、申立てのとおり納付したとするならば、27か月間(申立期間①及び②のうち46年4月までの期間)の長期に渡り納付した記録が確認できないのは不自然である。

加えて、申立期間②のうち昭和46年5月以降の期間については、申立人は、50年2月ごろに国民年金への加入手続を行っており、申立人に別の新たな国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、申立期間当時、国民年金保険料を納付していたとする申立人が、新たに国民年金への加入手続を行うとは考え難く、また、申立人も、当該申立期間当時の保険料納付の記憶は曖昧あいまいとしているほか、45か月(申立期間②のうち昭和46年5月以降の期間)の長期に渡り、金融機関を通じて保険料を納付したとしているにもかかわらず納付記録が1回も確認できないのは不自然である。

このほか、申立人の最初に払い出された国民年金手帳記号番号に係る特殊台帳にはA市B町の住所のみが記載されている上、不在被保険者の印が押されていることから、C市に転入した際に国民年金の住所変更手続が適切に行われなかった状況がうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から同年8月までの期間及び5年4月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月から同年8月まで
② 平成5年4月から6年3月まで

私の母が、平成3年5月ごろ私の国民年金への加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料については、自分自身で金融機関で納付(申立期間の保険料は二回に分けて納付し、二回分の保険料は合わせて約20万円)した。納付した際の領収書は紛失したが、納付したことは間違いないので納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間①及び②以外に国民年金保険料の未納期間が6期間(延べ43か月)、未加入期間が1期間(2か月)あり、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が国民年金保険料を納付した記録は一度も無い。

また、申立人は、意見陳述において、i)生活が苦しく国民年金保険料が納付できないときは免除申請をすればいいと両親から勧められていたこと、ii)申立人自身は、免除申請後経済的な余裕ができたときに保険料を納付すればいいという考えでいたこと、iii)就職し、一定の収入を得るようになった後は、申立人自身の生命保険料が高くなったため、国民年金保険料が納付できなかったと供述していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったとは言いがたい。

さらに、申立人は、申立期間において市内の料理店に勤め、料理人になるための修行をしたとしており、その修行中の給与で保険料(確認申立書では約

20万円としていたが、意見陳述時においては、納付額は、一回目が8万円よりも少ない額で、二回目が8万円ぐらいと変更)を納付したとしているが、申立人が当該料理店に勤め始めたとしている平成4年10月に国民年金保険料の免除申請(平成4年10月8日に同年9月から5年3月までの期間について免除を申請)を行っているが、意見陳述時において、当該申請手続についての記憶が無いと説明しており、申立人の申立期間当時の保険料の納付に係る記憶は曖昧なものと推測できる。

加えて、平成4年から8年までの5年間に於いて二回納付したとしている国民年金保険料額は、一回目が8万円よりも少ない額であり、二回目が8万円ぐらいとしているが、申立期間①(平成4年4月から同年8月までの5か月)の保険料額は4万8,500円、申立期間②(平成5年4月から6年3月までの12か月)の保険料額は12万6,000円であり、申立ての保険料額は実際の申立期間の国民年金保険料額と異なっている。

このほか、申立期間中、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間については、申立人と同居していた申立人の両親は、国民年金保険料を免除申請しており、同じく同居していた申立人の姉は、保険料が未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から44年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和39年9月から44年10月まで

私が20歳になったころ、市役所の職員が自宅を訪れ、国民年金に加入するように言われ、後日、市役所で国民年金の加入手続と保険料の納付を行い、国民年金手帳の交付を受けたと記憶している。また、その時とは別に、市役所の女性職員2名が夜間に自宅を訪問した際に国民年金保険料1万円を支払った記憶がある。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間は未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から、昭和51年6月ごろと推認でき、申立期間は未加入期間となる上、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無く、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、夜間に自宅を訪問してきた市の女性職員に国民年金保険料として1万円を支払ったことがあるとしているが、申立期間当時の保険料は1か月分が100円又は250円であった期間であり、申立期間の国民年金保険料額と申立ての保険料額との間に乖離^{かいり}がある上、この機会のほかには納付状況に係る具体的な記憶が無い。

加えて、申立期間のうち、昭和39年9月から40年6月までの期間については、申立人が20歳に到達する前の期間であることから、国民年金の被保険

者となることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月ごろから23年ごろまで
② 昭和23年ごろから25年終わりごろまで
③ 昭和25年終わりごろから27年夏ごろまで
④ 昭和27年夏ごろから29年ごろまで

私は、小学校時代の担任の紹介で昭和20年11月ごろにA軍B基地でハウスポーイとして勤務、その後、A軍C駐留軍で23年ごろまでハウスポーイとして勤務した（申立期間①）。

昭和23年ごろ、A軍の紹介で旧鎮守府内のD軍の食堂コックとして勤務し、その後、D軍の中佐宅でハウスコックとして25年終わりごろまでD軍で勤務した（申立期間②）。

昭和25年終わりごろ、D軍の紹介で、A軍従軍牧師宅でハウスコックとして勤務し、牧師の転勤に伴い、26年5月ごろからE区のFの牧師宅で27年夏ごろまで勤務した（申立期間③）。

その後、Gの副官宅で昭和29年ごろまでハウスコックとして勤務した（申立期間④）。

これらの期間について厚生年金に加入していると思うので調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が駐留軍関係の仕事をしていたと主張する昭和20年11月ごろから29年ごろまでの期間のうち、22年3月から23年10月までの期間については、H県立文書館が保管する進駐軍使用常傭労働者名簿に申立人の氏名があり、進駐軍に雇用されていたことが確認できる。

しかし、進駐軍従業員に対する社会保険の適用については、「進駐軍労務者

に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」(昭和23年12月1日保発第92号厚生省保険局から各都道府県知事あて通知)により、厚生年金保険の適用は昭和24年4月1日からとされていることから、それ以前の申立期間は、渉外労務管理事務所の従業員として厚生年金保険に加入できなかった期間である(申立期間①及び②の一部)とともに、社会保険事務所保管の渉外労務管理事務所及びFに該当すると思われる厚生年金保険適用事業所の被保険者名簿において申立人の氏名等の記録は無い(申立期間②の一部、③及び④)。

また、渉外労務管理事務所の事務を引き継いだI防衛局及びJ防衛事務所には、申立人の在籍期間を確認できる在籍記録が無い(申立期間②、③及び④)。

さらに、いずれの申立期間についても、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人は、厚生年金保険料の控除に関する記憶が明確で無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月24日から58年6月1日まで

私は、申立期間当時、親戚が経営していたA事業所で縫製の仕事をしていた。

私は、当該事業所に昭和56年2月に入社し、58年に退社するまで継続して勤務していた。

しかし、申立期間が、厚生年金保険の被保険者ではなく、国民年金の被保険者となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所となっているが、当該事業所は、申立期間当時の資料を既に廃棄しており詳細は不明と回答している上、当時の事業主も既に死亡しており、申立人に係る雇用状況及び勤務実態を確認することはできない。

また、申立人の雇用保険被保険者記録では、申立人は、当該事業所において、昭和56年2月5日に資格を取得し、同年3月24日に資格を喪失し、58年5月24日に資格を再取得し、同年9月10日に資格を喪失したと記録されており、社会保険事務所が保管する申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致している。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳には、申立人が、昭和53年11月27日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間についての国民年金保険料を全て現年度納付していることが記録されている。

加えて、申立期間当時の同僚が、「申立人は、昭和56年2月に当該事業所へ入社した直後に事業主に手取りが少なくなるので厚生年金保険に加入した

くないと申し出た。その際、事業主が「せっかく手続をしたのに」と言っていたことを記憶している」としており、当該同僚の記憶と申立人の当該事業所における 56 年 2 月時の厚生年金保険の被保険者記録は合致している。

そのほか、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料（給与明細書等）を保管していない上、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月1日から34年10月1日まで
私は、昭和30年5月にA市で子供服の製造販売を行う事業所(B事業所)を起こし、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所になっていたと記憶している。しかし、昭和30年5月1日から34年10月1日までの間、私の厚生年金保険の記録が無く、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書等)は無い。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿に、申立事業所が新規適用事業所となった日は、昭和34年10月1日と記録されており、当該事業所は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、当該名簿では、申立人は健康保険の番号が1番であり、厚生年金保険の資格取得年月日は当該事業所が新規適用事業所となった日(昭和34年10月1日)と同日で記録されている。

加えて、当該名簿において、申立人の妻の健康保険の番号は申立人と連番(申立人の次の番号)で、厚生年金保険の資格取得年月日は申立人と同じ昭和34年10月1日と記録されているほか、健康保険の番号が3番から6番までの他の従業員も厚生年金保険の資格取得年月日は34年10月1日と記録されており、申立人の厚生年金保険の資格取得年月日が34年10月1日であることに不自然さはうかがえない。

なお、申立事業所の設立登記年月日は、昭和34年8月28日と法人登記簿に記録されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。